

論考三

『古事記』神名表記の社会的受容と神社考証における現代的課題

藤本 頼生

はじめに

近年の「神社ブーム」「聖地巡礼」と呼ばれる現象とも相俟って、様々な神社にかかるガイドブックや書籍などが数多く出版されている。それらの書籍等に記された全国の各著名神社の紹介などの頁を見る際に、時折、それぞれの神社にとって最も大切にされるべき御祭神の神名表記が神社で実際に使っている表記と異なる場合がある。無論、神道古典における神名については『古事記』や『日本書紀』で神名表記が異なることは一般的に知られており、表記が一部異なっているとしても同一神と考えられている神や、そもそも神名自体が複数ある場合もあるため、各神社では、様々な御祭神の呼称を併用しているという事実もある。⁽²⁾しかしながら、神名表記は、現在、各神社にとって神道教化にかかわるものでもあり、「一社の神学」を形づくるものとして非常に重要である⁽¹⁾と考える。それゆえに、各々の社がその神名表記をどのような経緯で採用しているのか、なぜ採用したのかという点を様々な角度から再検討する必要があるもの⁽²⁾と考える。そのことは、現代における神社・神道を考える上で、あるいは「古事記学の構築」の周縁部にかかる研究として、『古事記』、『日本書紀』に登場する神名が、現在に至るまでの間に神社および地域社会にいか

されてきたのかという点を探ることにもつながるものと考ええる。

そこで、本稿では、神社と祭神表記の問題について、平成の御大典記念事業として神社本庁が平成三年から七年にかけて行った「全国神社祭祀祭礼総合調査」などの成果を活用しつつ、社会的、歴史的な神名表記の受容や神社考証における課題という点にも触れつつ、検討を試みたいと思う。

なお、筆者自身、上代研究、『古事記』の解釈研究を主たる研究分野として行ってきたわけではなく、神名表記にかかる分析は研究の途上にあることもあって種々思慮不足の点があるうかと思う。その点については、何卒ご海容戴ければと思う。また、本稿では神名表記について、神社における表記を示す関係上、『古事記』『日本書紀』における神名表記、カタカナ表記がどうしても一部混在してしまう箇所があるため、表記の統一を行っていない。その点についてもあらかじめご了承ください。

一 神名表記の多さと神社祭神名の受容について

一般的に「名は体を表す」というように、人であっても神社であっても社会的な存在であるがゆえに、付けられた名前（名称）は、他者との関わりの中で自己を決定づけてゆくものである⁽³⁾。それ故に神社における祭神表記の問題は、先に述べたように、社名表記とともに深く考えれば神道神学、神道教学にも関わる重要な問題である。その一方で、西川順土が説くように、イザナギノミコトの表記の末字については、あるときは「神」や「尊」、「大神」という表記がみられるなど、「古事記自体に神への思考に浮動があることを示している」と考えられる。その一方で、西川は「神々の御名の用字、称号、神名の変更などにはそれほど注意していない一面」があり、いわば混乱という事実をそ

れ自体矛盾ではなく「古事記なるが故に意味があり」、「古事記独自の部分に文献としての新しさが顕わになっている」という考え方も示している。本居宣長は『古事記伝』にて神々に故ある場合に呼称が変わるという考え方に立つが、西川は、こうした神名表記の定まらない例を「神々の世界の構成に多少とも現実にある社会が反影しているとするならば呼称の乱れはあり得ない」とも述べている。⁽⁶⁾

各々の神社においては、神名そのものが神社にとって一番大事に祀っている神々にかかわる問題だけに、一般配布用の神社の略誌や由緒書（由緒揭示）への記載一つとってみても、その表記にあたっては誤記の許されない慎重を期すべきものもあり、気を付けなければならないものである。さらには、その神名の表記であるがゆえ、「一社の神学」という観点から、神社において新たな神道教化活動などが考案されることもある。例えば、各地に鎮座する神明社のように、同じ系列の神社であつても天照大神、天照皇大神、天照大御神、天照皇太神など、祀られている神名の表記が異なることも多いが、現在、実際に各社が宗教法人として文化庁や各都道府県に認証された神社規則に記載した神名表記や由緒板の神名表記、あるいは、神社が広報のために公開しているインターネットのホームページにおける神名表記などが微妙に異なっている事象もある。⁽¹⁰⁾ そうした事象が起こる事由としては、例えば、大国主大神のように同一神で多くの異称をもつ、そもそもの理由が、『古事記』や『日本書紀』、『古語拾遺』等、神道古典とされている古代、中世の神道文献に記載された神名表記が多いことによるものでもある。この点は、平成七（一九九五）年にCD-ROMの媒体形式でパソコンにて容易に検索ができるデジタルデータの報告書が出された「全国神社祭祀祭礼総合調査」⁽¹⁾（以下「平成『祭』データ」と表記）の調査にて使用された「祭神コード一覧表（本調査用）」においても窺うことができ、同一神と考えられるものを含め、約一万近くの祭神名が記載されていることから、同一神と考え

られるものでも表記が異なる神名にて祀られる神社が各地に所在することを窺うことができる。

本稿では、「平成『祭』データ」の検索結果と各都道府県神社庁にて発行されている神社名簿とを照合しながら、分析の手段として主に用いて述べていくが、同調査は、これまで、かつて国文学の立場から西角井正慶が「祭祀圏の問題」(『古代祭祀と文学』所収)の中で指摘したような神社の信仰分布の検証⁽¹²⁾、つまり学術的な活用として、主に神社名を主体とした歴史的、宗教的、地理的な信仰分布(氷川、香取、久伊豆、神明、八幡、諏訪、白山、天満、住吉など)を窺い知るために活用されてきた経緯がある⁽¹³⁾。祭神名についても茂木貞純、佐野和史らによって本データの分析結果を用いて一部検討を試みているものの⁽¹⁴⁾、明治末期から大正初期にかけて全国で集中的に実施された神社整理の影響で、神社の祭神が合祀されていることもあって、地理的分布、信仰分布に関しては、西角井も人文地理学の研究成果に待たねばならないと述べているように、前出の「平成『祭』データ」の検索結果を用いた検討が神社名に基づく分析以上に行にくいという事情もある。とはいえども「全国神社祭祀祭礼総合調査」自体は、二十年前の調査であつても「平成の神名帳」⁽¹⁵⁾と題して神社本庁包括下の各神社と協力者となった各神職らの多大なる尽力のもとに、作成されたものだけに、その調査結果を神社名以外の違った事柄で学術的に活用できないというのは、収録神社、祭神名、祭礼名などからみても非常に勿体ない状況にあるものと考ええる。

神名表記の多さを示す一例としては、表1に記したように「平成『祭』データ」の検索結果における神名一覧にて「あまてらすおおみかみ」を示す神名は、四八種類ある。同様にして、豊受大神は二二種類ある。両神は、太一信仰(太一神)との関係もあり、「太」の文字が入るものもあり、この他に例えば、廣田神社の御祭神である天照大御神之荒御魂^Ⅱ撞賢木巖之御魂天疎向津媛命(つきさかきいつのみたまあまさかるむかつひめのみこと)、天照大神の和魂という考

表1 「あまてらすおおかみ」の神名表記

1	天照大神	11	天照大日靈尊	21	大日靈貴	31	向置男聞襲大歴 五御魂速狭騰尊	41	天照皇大御神
2	天照大御神	12	天照日女之命	22	大日靈貴尊	32	天照大神高座神	42	大日靈命
3	天照太神	13	天照靈貴	23	日女之命	33	意富比神	43	大日靈命
4	天照太御神	14	大比瑠女神	24	皇大御神	34	日神	44	大日靈神
5	天照皇太神	15	大日尊	25	皇大神	35	日神尊	45	大日靈貴命
6	天照皇大神	16	大日留女尊	26	伊勢天照御祖神	36	日前	46	大日靈女貴尊
7	天照坐太神	17	大日靈尊	27	伊勢大神	37	日前神	47	大日留姫命
8	天照坐皇太神	18	大日靈尊	28	天祖天照大神	38	天照坐皇大御神	48	皇祖天照大神
9	天照坐皇大神	19	大日靈之命	29	撞賢木嚴之御魂 天疎向津媛命	39	天照大日靈命		
10	天照意保比流賣命	20	大日靈貴	30	撞櫛嚴魂天疎向 津姫命	40	天照大日靈尊		

え方もある生田神社の御祭神である稚日女尊（わかひるめのみこと）など、祭神そのものの荒御魂、和御魂などを神名として加えて考えるとさらにその数は増加する。

その他の例として、宗像三女神の一神であるイチキシマヒメノカミ（ミコト）は三四種類、稲荷神であるウカノミタマノカミ（ミコト）四六種類、オオクニヌシノカミ（ミコト）は七八種類、スサノオノカミ（ミコト）七九種類、イカヅチノカミが四六種類が挙げられる。

その一方で、祭神名称の異称が少ないものの例として、アメノタジカラオノカミが五種類、アメノミナカヌシノカミの八種類などが挙げられるが、複雑なものとしては、住吉神のように、三神一体のものが十一種類あり、表筒男神、中筒男神、底筒男神で合計四〇種類ある。また、大国魂神のように、単なる「大国魂」の神のみでなく、「大国魂」の上にそれぞれの旧国名を冠したものが二二種類ある。さらには、表2・表3に記したように、いざなぎのかみ（みこと）は二六種類、いざなみのかみ（みこと）は二七種類があり、一例としては「伊邪那岐命」もしくは「伊邪那美命」

表3 「いざなみのみこと」の神名表記

1	伊佐奈彌	11	伊弉並尊	21	伊弉册神
2	伊佐奈美神	12	伊弉那禰命	22	伊弉那美尊
3	伊射奈美神	13	伊佐奈美尊	23	伊弉那美命
4	伊弉冉神	14	伊佐奈美乃命	24	伊弉那美命
5	伊佐奈彌神	15	伊邪那美命	25	伊佐那美尊
6	伊佐那美神	16	熊野夫須美大神	26	伊邪奈美尊
7	伊耶那美神	17	熊野夫須美神	27	伊邪那美尊
8	伊弉册命	18	伊弉冉大神		
9	伊弉冉尊	19	伊邪那美大神		
10	伊弉冉命	20	伊弉册尊		

表2 「いざなぎのみこと」の神名表記

1	伊佐奈伎	11	伊弉諾神	21	神伊佐奈岐神
2	伊佐奈岐	12	伊弉諾尊	22	伊邪奈岐神
3	伊射奈岐	13	伊佐奈伎命	23	伊邪奈岐命
4	伊弉奈枳	14	伊佐奈岐命	24	伊弉那岐命
5	伊邪那岐大神	15	伊弉奈枳命	25	伊弉諾大神
6	伊佐奈岐神	16	伊佐那岐尊	26	伊弉那岐尊
7	伊射奈伎神	17	伊邪那岐命		
8	伊射奈岐神	18	伊弉諾命		
9	伊邪那岐神	19	伊射奈藝命		
10	伊耶那岐神	20	神伊佐奈伎命		

の神名で祀る社は、「平成『祭』データ」の検索では、全国で二、七一〇社あり、「伊弉諾尊」「伊弉諾命」「伊弉諾神」の神名で祀る社は、二、四五五社ある。この他、「伊耶那岐」「伊耶那美」の神名で祀る社も三六社あるが、イザナギ、イザナミ両神の神名における「神」「命」の差異は『古事記』注釈でもよく論じられるところでもある。また、『日本書紀』における神名表記における「命」と「尊」「姫」「媛」の文字の使い方の相違の問題も神社における祭神名の受容という点では、そもそも表記が異なるものを同神と考えるかどうかの問題もあり、本質的な問題として、神名表記の問題は神学的、教会的にも今後考えていかなければならない事項であるといえよう。

こうした神名表記の問題をいかに考えるかという点では、そもそも『古事記』、『日本書紀』の記載自体の問題や写本系統の問題、あるいは表記が異なるものでも同一神として比定してきたという校注にかかる歴史的な経緯もある。前出の佐野和史は、神道教化史の時代区分の指摘の中で、神社の地理的分布は「かたりべの時代」「御師の時代」という時代区分を提唱し、とくに「御師の時代」が全国的に分布する神社の分布形成であると述べて、これを社名の分布状況から検討を行っている。筆者としては、佐野の指摘した点をさらに神名表記の社会的受容という観点を含め、現代的な受容という点も相俟って考えてみたい。具体的にいえ

ば、実際に神社の法的事項にあたっての問題（本質的受容）として、先に述べた法人の登記事項にもかかわるものとして神社規則に示す祭神記載の問題や、戦前期の明治十二年（昭和二十一年）までに国家の公簿として取り扱われた『神社明細帳』、その後の昭和二十一年二月三日以降、神社本庁において承認事務を行う際に公式に使用されている『神社明細書』などの記載に差異があるかないかという問題である。つまり、それらの表記に意図あつての使い分けや記載の変更がなされているのではないかという問題も考えられるからである。

さらには、祭神表記の問題は、先に述べた佐野の指摘のように、「かたりべの時代」の影響にて個々の地域独特の信仰分布を示すような社の場合と、「御師の時代」のように、中世以降の神社勧請の増加の中で信仰分布が展開される社の場合もあるため、⁽¹⁸⁾ 神名自体の受容という問題は、個々の神社由緒や地域伝承の考証とも絡めて考えねばならないものでもあるといえよう。

二 神名表記と神社の祭神考証における課題

先に述べたように、個々の神社由緒や地域伝承の問題を神社考証、祭神の考証という問題との兼ね合いで考える場合、明治維新後にいわゆる神社を公簿上に登録し、いわゆる国家の営造物法人としての神社、つまり公認された神社⁽¹⁹⁾に確定する作業として、明治十二年に国家の公簿たる『神社明細帳』が編纂されている。この『神社明細帳』に登録された神社が近代以降、終戦期まで正式な神社とされていくわけであり、『神社明細帳』が整備されていく過程で、明治初年から十二年にかけて全国各地で一斉に神社調査（神社取調）が実施されている。この神社取調は、櫻井治男や河村忠伸をはじめ、拙稿でも指摘している通り、⁽²⁰⁾ 神社とは何か、何をもってして神社とするか、ということを取調

べ項目によって確定していく作業でもあり、現在の一般化している「神社概念」にもつながる問題でもある。

なお、この神社取調では、各神社で祀られる祭神も調査項目として記載されている。この神社取調は、多い府県では明治初年から明治十二年までの間に十回実施されており、とくに東京府下では櫻井治男の詳細な分析にみられるように、維新後ほぼ一年おき、十一回にわたり実施されている。⁽²¹⁾そのため、この神社取調をもとにして明治四年の社格制定の折に官國幣社に指定されたような比較的規模の大きい神社では、従来伝えられていた由緒とは関係なく、神社の祭神名を変更されてしまう事例もあった。

例えば、府県社以上の神社の由緒等を書き出した『特選神名牒』（磯部甲陽堂）は、明治七年の教部省による神社取調をもとにして教部省編、内務省蔵版という表記にて大正十四年に編纂されたものであり、拙稿でもかつて岡山県の美作地域に残された「神社取調書上帳」の史料をもとに、その点を明確化したところである。⁽²²⁾その『特選神名牒』にも記載のある、中山神社（岡山県津山市一宮に鎮座・旧國幣中社）は、現在、主祭神は鏡作神、配祀神に石凝姥命、天糠戸神（石凝姥命の親神）である。しかしながら、同社では、明治維新当初の神社取調にて、鏡作神を主神とし、相殿神に大己貴命、瓊瓊杵尊として提出している。この鏡作神は、社伝では、石凝姥命の御神業を特別に称えた神名のことで、鏡作連の祖神とされるが、明治期における神祇官、神祇省、教部省の内務省の祭神考証の過程で、鏡作神を岐阜県の南宮大社（当時は南宮神社）の御祭神として知られる金山彦命へと変更させられている。⁽²³⁾無論、鏡作神と金山彦命は同一神ではなく、変更となった大きな事由としては、大正十二年に編纂された『國幣中社中山神社史料』によると、『古史伝』の平田篤胤の説をもとに、平田派国学者の考証の結果で変更されたとある。⁽²⁴⁾しかしながら、同じく美作地域の古社で旧美作国の二宮とされる高野神社では、配祀神に一宮の中山神社の祭神である鏡作命を祀つ

ており、同社の方は明治初期からの神社調査を終えても、『神社明細帳』などでの祭神表記は金山彦命に変更されていない。神社では、その後、幾度も内務省へ祭神名の変更を求めたが、許可されることなく終戦を迎え、終戦後の宗教法人への法人格の変更の折に改めて祭神名を鏡作神と復称している。

このような祭神の確定をめぐる考証の問題については、筆者もかつて論じたところであるが、具体的には、残存する史資料をどこまで遡って考えられるかという問題もある。当該の中山神社の場合は、中世以降、とくに戦国時代にあつては、尼子氏や山名氏、毛利氏らの中国地方の各国を治めた武将らの覇権争いの戦場となった関係もあり、尼子氏によって社殿を焼失させられているため、社誌や縁起などについては、美土路家文書や中島家文書など社家文書の一部が存在するものの、大正期に藤卷正之によって纏められた『國幣中社中山神社史料』以外に、江戸期に編纂された地誌以前の神社所蔵の史料が存在しない。さらには、筆者もかつて整理したように、⁽²⁵⁾同社の鎮座する美作地域においては、江戸期に森家津山藩の藩命で家老の長尾勝明の主導によって編纂された『作陽誌』が元禄二（一六八九）年であるため、それ以前の史料がなく、以後松平津山藩の藩士であつた正木輝雄によって編纂された『東作誌』の地誌も文化九（一八一二）年から文政六（一八二三）年の編であり、その後、中山神社の神職も務めた国学者の矢吹正則による『美作略史』なども明治十四（一八八一）年まで時代が下るもので、以後の地誌も明治期に入つて地元の郷土史家や神職によるものである。そのため、文献考証の上では、あくまで地域伝承の範囲でしか考えることができないため、祭神自体の確定、さらには、「鏡作神」か「鏡作命」、「鏡作尊」などといった神名表記そのものの確定という面では、決定打となるような根拠を得ることが難しい状況にある。この点は、地方史（郷土史）研究における考証の限界でもあるといえよう。⁽²⁶⁾

三 地域神社における祭神表記の社会的受容を考える

先に述べたように、各地域神社において明確にこの御祭神をこの神名で祀るという意識は、どれぐらい前から存在していたのかという問題を考えると、かつて柳田國男が「現在は村々の神社は神代巻以来、何かの記録に出ている神様を祀るということになっているが、それはおそらくは卜部氏の活躍以後の現象で、少なくとも国民個々の家だけは、先祖と神様とを一つに視ていたかと思われる。(中略) かりに神職家の持ち伝えた記録からは立証することができなくとも、少なくとも我々が自分自身の持っている感覚の中から、行く行くはこれを明らかにし得る望みはあるのである」と指摘している点⁽²⁷⁾は、一つの参考となるものと考ええる。つまり、柳田の言を借りれば、古代においては、大きな社をのぞき、個々の社で祭神名に対する意識を深く考えてはいなかったのではないかということにもなってしまう。

また、先に取り上げた佐野和史が指摘したような神道教化の主体となった者、つまり内部伝道的な観点からみた「かたりべの時代」「御師の時代」「神職の時代」という神道教化史における時代区分のもとに祭神名の受容意識を考えることもできよう。⁽²⁸⁾ 実際には、この点は個々の神社由緒を丹念に調べ、照らし合わせていかなければ簡単に明確化できるものではない。つまり、神社の由緒を調査したとしても、かなり個別具体的に見ていく必要性があり、これが、地域神社における祭神表記の社会的受容という面での研究を難しくしてきた理由の一つであると考ええる。

そこで本稿では、先に述べた祭神表記の社会的受容を窺う、一つの手がかりとして、まず東京都を対象地域として都内におけるアマテラスオオカミの祭神表記を窺ってみたい。なぜ、アマテラスオオカミの祭神表記なのか、という点については、『古事記』上巻にみられるアマテラスオオカミの神名表記が、「天照大御神」、『日本書紀』神代紀上

巻にみられる神名表記が「天照大神」「大日靈貴」「天照大日靈尊」と分かれていることにあり、『日本書紀』の記述としては「天照大神」が神代紀上下巻以下神武、崇神、景行、神功、継体天皇紀など『日本書紀』の多くの箇所に見られることである。⁽²⁹⁾ また、先に取り上げた「平成『祭』データ」の検索結果では、「天照」の名が付く祭神を祀る社は、全国で九、七七一社、アマテラスオオカミを祀る社の名称として特徴的な呼称である「神明」の称の付く社は四、〇七三社あり、その範囲も全国の四十七都道府県に満遍なく祀られているという点も理由の一つである。

ついで、なぜ東京を対象地域の例にするのかという点は、対象地域の東京都内は、旧武蔵国にあたり、旧国名でいうところの一国内に対象領域が全て収まることや、中世以降、神宮を篤く崇敬した源頼朝の關係にて、飯倉御厨（現在の港区周辺）、大河土御厨（多くが埼玉県域だが一部が足立区周辺）、葛西御厨（葛飾区周辺）などの伊勢神宮の御厨が多いという点、さらには、「天祖神社」という、アマテラスオオカミに因む特徴的な社名があることであり、「天祖」という社名は、明治三年の大教宣布の詔が布告されて以降に東京府（当時）内の神社の多くが神明社から「天祖神社」に改称⁽³⁰⁾していることや、神明宮、大神宮（芝大神宮のような例）などの社名がみられることもあり、神明社と天祖神社とで祭神名に違いはあるか、否かなどが検討できるためである。分析にあたっては、祭神名の記載があるものとして、先に述べた神社本庁の『全国神社祭祀祭礼総合調査報告書（「平成『祭』データ」）を主として用い、加えて東京都神社庁の『東京都神社名鑑』（昭和六十一年）、『東京都神社／神職名簿』（平成二十八年版）などを利用して、複数の書籍等から神社の祭神名の検証を行った。

結果として、例えば、「平成『祭』データ」において、東京（地域）・天照（祭神）で検索した中では、一九〇社が該当し、その中で天祖神社は六一社が見られた（実際には、天祖のみで社名を検索すると天祖神社は六八社が該当）。

その中で、祭神表記をみると、表4―Aの通りとなる。

次いで、神明社（神明宮・神明神社）について同様に検索すると、四一社が該当し（実際には神明のみで検索すると五〇社）であり、その中で祭神表記をみると、表4―Bの通りとなる（ちなみに、伊勢の神宮の内宮（皇大神宮）の祭神表記は「天照坐皇大御神」である）。

表4―A 東京都における天祖神社の祭神表記

①天照大御神（古事記表記）	二九社
②天照皇大神	一三社
③天照大神（日本書紀表記）	一一社
④天照皇大御神	七社
⑤天照皇太神	一社

表4―B 東京都における神明社の祭神表記

①天照大神（日本書紀表記）	一六社
②天照皇大神	一三社
③天照大御神（古事記表記）	三社
③天照皇大御神	三社
⑤天照皇太神	二社

この結果を見ると、東京都内では天祖神社に祭られるアマテラスオオカミの祭神名に、「天照大御神」が多く、はっきりとした一つの傾向がみられるが、その理由の一つとして、明治三年に出された大教宣布の詔に「天神天祖、立極垂統」とあって、造化三神および天照大御神の四神を天神天祖の二つの名を以て代表せしめたことに由来すると考えられており、この考え方と相俟って東京府内における神明社の改称が一つの要因として考えられる。当時、神社は神祇省の管轄であるが、明治三年頃に大教院が発行した「大教宣布詔書宣命解」（宣教使編）には、「天照大御神を天祖とし、造化三神を惣て天神と申せるなり」⁽³²⁾とあり、昭和二十九年に発行された『巢鴨天祖神社誌』にも、「天照大

御神は天津御祖の大神」にて、「天照大御神が天祖の神なるを以て」、明治六年に「天祖」と改称したという記載がある。⁽³³⁾ 古典研究の観点からは、「天祖」とは『日本書紀』卷三の即位前紀に登場する二例の表記であり、「瓊瓊杵尊」と考えられている一方、⁽³⁴⁾ 神道学の立場からは、瓊瓊杵尊を天祖とするがゆえに天照大神・高皇産靈尊・国常立尊を称することもあるが、後世に至って専ら天照大神を天祖と申し上げることとなったと考える見解もあり、⁽³⁵⁾ そもそも「天祖」、あるいはそれに関わる高皇産靈尊ら「皇祖」をいかなるものとして考えるかという神学的な問題も検討しなければならない。本稿で検討する祭神名の受容という問題で考えると、東京都内の天祖神社では、『古事記』におけるアマテラスオオカミの表記として使われている「天照大御神」が祭神名として表記されている社が一番多く、『日本書紀』表記の天照大神よりも多いという結果は、興味深いものがある。

次いで、「神明社」についてであるが、神明社（神明宮含む）自体、「天祖神社」を戦後「神明社（神明宮）」に名称変更している事例もある可能性も考えられるため、ある程度祭神名の表記が混在しているものと考えられるが、『日本書紀』表記に多い「天照大神」表記の社が一六社で一番多く、天祖神社とは逆に、『古事記』表記の「天照大御神」の社が少ないという点が特徴的である。また、「大神宮」という社名を持つ社については、芝大神宮、東京大神宮、小石川大神宮の三社が天照皇大神の表記で、新川大神宮のみ天照大御神という結果となる。芝大神宮については、明治五年八月に芝神明宮から芝大神宮へ改称しており、その折に御祭神名をもともと「天照皇大神」であったという謂れを以て「天照大神」から「天照皇大神」へと変更していることが公文書などで窺い知ることができる。⁽³⁶⁾ また、東京大神宮については、戦前期は、明治初期の神宮司庁東京出張所皇大神宮遥拝殿時代から明治三十一年までは、祭神名が「天照大御神」の表記をとっており、明治三十一年の財団法人神宮奉斎會の神殿となって以後は、天照皇大神と称

している⁽³⁷⁾。

この結果をもとにさらに検討を進めてみると、天祖、神明、大神宮以外の社をどう考えるかということも一つの問題として考えられ、いわゆる主祭神が複数の合祀社や、合祭社など主祭神以外に祀る例も検討していかねばならない。実際には、名称が神明社から明治の神社整理で、地名を社名に用いて「神明」の名称を社名から抜いた例もあることや、本来の神社名から変更している例もあるため、より精密な検討も必要であろう。

比較のために、関東地方ではなく中国地方にあたる岡山県を対象地域として検討してみる。岡山県については、神明宮などはなく、内宮、伊勢神社などの社名はあるが、その数は五社と少ないという地域的な特徴がある。しかし、比較的関西にも近い⁽³⁸⁾ため、由緒が古い社も多い。社名自体の問題としては、拙稿でもかつて述べた通り、江戸期より池田光政によって備前岡山藩で神社整理がなされ、明治期には美作地域で神社整理が大きくなされた地域でもあり、多くの神社が合祀などに伴って消滅しているという事実や合祀に伴い地名などが神社名に冠せられている場合も多い。そこで例えば、「平成『祭』データ」をもとに、岡山（地域）・天照（祭神）で検索すると一〇四社が該当する⁽³⁹⁾（うち一社は「あまてらすおおみかみ」の神名ではないため、対象から除外した）。その中で祭神表記をみると、表5のような結果となる。

表5に示したように、明らかに岡山県を対象域として「アマテラスオオカミ」の祭神表記を窺ってみると、東京とは異なり、「天照大神」の神名表記が明らかに突出して多いという結果となる。ただし、神社の祭神合祀に伴う本殿奉斎の主祭神の多さや、配祀神としてアマテラスオオミカミが祀られている場合も多く、主祭神として祀られる神名のみを確定させるならば、「天照大神」表記の神社数が若干減少するもの⁽⁴⁰⁾と考える。ただし、「伊勢」を社名に冠する

表5 岡山県におけるアマテラスオオカミを祀る社の祭神表記

①天照大神（日本書紀表記）	六九社
②天照皇大神	一九社
③天照大御神（古事記表記）	一一社
④天照大日靈命	二社
⑤天照皇大御神	二社

表6 富山県におけるアマテラスオオカミを祀る社の祭神表記

①天照大神（日本書紀表記）	一一二社
②天照皇大神	四九三社
③天照大御神（古事記表記）	一七社
④天照皇大御神	七社

社（伊勢宮、伊勢神社）や「内宮」という社名を持つ社など、明らかに伊勢神宮に因んだ名称や由緒を持つと考えられる社、あるいは鎮座時期が古い社に天照大御神、天照皇大神の祭神表記が多い結果（例えば、土地によって「あらかださん」と呼ばれる社もあるが、その社の場合は天照大神）となったことは、祭神名の受容を考える上でも、また今後別の地域との比較検討をしていく上で考慮すべき事柄であると考ええる。

次いで現在、伊勢神宮の神札として全国で約八六〇万体が頒布されている神宮大麻の頒布率が、全国の都道府県別に一番高い^④、北陸地方の富山県を対象地域として取り上げてみたい。北陸地区、とくに石川や富山、新潟などは真宗門徒の多い地域でもあり、神仏への信仰心の篤い地域としても知られる。新潟、富山、石川の三県を含む、北陸地域は、明治期に神宮の教化布教のため、新潟大神宮や金沢大神宮、富山大神宮などの大神宮が奉祀された経緯や神宮教の分教会も設けられた経緯があり、現在も神宮大麻の頒布率が高いこともあって、それぞれ神明信仰が歴史的にも極めて盛んな地域ともいえる。「平成『祭』データ」の検索結果をもとにすると、富山県では「天照」の名が付く祭神を祀る社は、一、〇〇五社あり、アマテラスオオカミを祀る社の名称として特徴的な呼称である「神明」の称と「天照」

の名が付く祭神を祀る社は六二九社ある。その中で祭神表記をみると、表6のような結果となる。

表6に示したように、明らかに富山県を対象域として「アマテラスオオカミ」の祭神表記を窺ってみると、東京、岡山とは異なり、「天照皇大神」の神名表記が明らかに突出して多いという結果となる。次いで多いのが、前出の岡山県と同様の「天照大神」表記である。こうした傾向は、同じ北陸地方では新潟県、福井県でも窺うことができるが、石川県では、現在、神明社を名乗る神社自体が二四社と少ないため、同一条件での傾向と確定することがやや困難である。ただし、同県では神明社の表記を除いて分析を行うと、「天照大神」表記の社が「天照皇大神」の表記よりも多い。

しかしながら、この「天照皇大神」の表記を考えると、先に述べたように、東京大神宮に祀られている「アマテラスオオカミ」の表記が明治三十一年の財団法人神宮奉斎会の神殿となって以後、天照皇大神となっているということと同様である。富山県では、明治十五年に神宮奉斎会の富山支部が設けられ、中教院の分教会所が設けられて、伊勢の神宮よりその御神霊が奉遷されたという記録もあることから、東京に⁽⁴¹⁾あった財団法人神宮奉斎会本部の神殿の祭神表記などの兼ね合いや、その神宮奉斎会がかつて頒布事務を担っていた時期のある神宮大麻の奉斎率が現在も高い地域であるという点をも深く考えていくべきであると思われる。さらには、石川県の当該の神名表記や先の岡山県などの表記をも合わせて考えると、もともとは「天照大神」表記が多かったものが変化していったのではないかという仮説も考えられる。しかしながら、おおよその傾向として『古事記』表記の天照大御神や『日本書紀』表記の天照大神よりも、天照皇大神の表記が突出して多いという点が、北陸地方における神明社の神名表記の一つの特徴であるとも考えられる。

おわりに―神名表記をめぐる現代的課題とのなかでの『古事記』―

『古事記』の中つ巻では、景行天皇の御子である小碓命の活躍により、西国の熊曾建を征伐し、熊曾建は亡くなる寸前に「われ御名を献らむ」と述べて、小碓命に自分の名を譲り、以後、倭建命と称するという話があるが、この神話から見ても、神名というものが、まさにその表記と共に地域社会の中で神社の御祭神として、先祖から子孫へと、代々受け継いできたものでもあり、そこに大きな意味があると考ええる。本稿は、未だ分析の途上にあるが、あくまで『古事記』や『日本書紀』の周縁部、つまり『古事記』を中心とした神道古典に見られる神名をいかに受容して表記として採用しているかという点で、神社の地理的分布との関連までは窺うことはできなかったものの、表記として特にアマテラスオオカミを主祭神として祀る天祖神社の社名が多く鎮座する東京都において一定の傾向を窺い知ることができたものと考ええる。しかしながら、実際に、どこまで遡って本当の祭神（神名）表記の受容、表記の採用にかかる考証ができるかという問題もあり、今後、各社の由緒なども細かく照合しながら詳細な分析を行うことが必要であろう。また、実際には神社の由緒が不詳という場合もあるため、各社伝（神社由緒）だけを頼りに丹念に分析できるかどうかという問題もある。また、本稿では東京都と岡山県、富山県のみを取り上げたが、地域差が東日本と西日本とで異なるのかどうかという点や、「天祖」の社名がほぼ見られない東京以外の地域神社の分析事例をさらに比較・検討していく必要があるものと考ええる。

今後、不活動神社（不活動法人）の解消問題や、少子高齢化社会、過疎化が進む地域社会の中で、神社の合併や合祀などの神社の整理がさらに進むことが想定される。実際に神社の合併や合祀が行われる際でも同一神と考えられる

神であっても、神名の漢字表記が異なるだけで別の神として捉えて座を改めて設けて祀る場合や、座は同じでも一柱として数え祀る場合など、神社の合併、合祀後の神祭りにかかる具体的、技術的な問題も考えられる。それだけに祭神表記の受容の問題を詳しく検討していくことは、合併後の祀られる神の神名表記をいかに考えるか、あるいは奉斎の具体的なあり方をいかに考えるかという、神学的、教育的な問題にもつながる問題でもある。本稿で分析できなかった点も踏まえつつ、今後、さらなる検討を試みていきたいと思う。

註

- (1) 例えば、神社新報社が平成六年に刊行した『日本神名辞典』においては、凡例の欄にて各神名表記について、まず第一に『古事記』の表記、第二に『日本書紀』の表記、第三にその他の古典における表記の順で記載しており、『古事記』『日本書紀』の神名表記が異なることを前提とした記述を行っている。
- (2) 前出の『日本神名辞典』では、基本的に『古事記』の神名表記にて統一しているが、凡例欄の「三」には、各神社にて様々な御祭神の呼称を併用している事実から、その事実を尊重して、『古事記』記載の御神名以外の呼称、俗称なども掲載している。
- (3) 船津衛『自我の社会学』放送大学教育振興会、二〇〇五年、一一～八九頁。
- (4) 西川順土「古事記の神―古事記成立の側面」『記紀・神道論攷』皇學館大学出版部、平成二十一年、一～一七頁。
- (5) 本居宣長『古事記伝』巻九、(筑摩版本居宣長全集) 第九卷、二六〇頁。
- (6) 西川順土「古事記の大神」前掲『記紀・神道論攷』一八～三三頁。

(7) 人であつても、ある著名作家やタレントでも本名か、筆名、芸名などがあるわけであるが、その作家やタレント自身をいかに捉えているかというのは、その人自身との社会的な関わりの中で人々が受容していくものでもある。また、「北野武」と「ビートたけし」のように、映画監督とお笑い芸人といった形で本人自身が意識的に名前を使い分けする場合もある。これを神社に置き換えて考えてみれば、例えば、橿原神宮のご祭神として知られる、神武天皇について、当該の神社が、漢風諡号の神武天皇としているか、国風諡号の神日本磐余彦(天皇)としているか、あるいは諱の彦火火出見としているかでも異なる。神武天皇の「神武」という名は、記紀成立時にはないことから、神社としてどの神名を選択したかという問題でもあり、神社として一つの教学、神学を問われることにもつながるからである。

(8) 「二社の神学」という言葉は、昭和四十年代以降、神社本庁で神道教学の確立の問題とともに取り上げられるようになった言葉であり、神社本庁の定める神道教化に関する学科目の教科書である『改訂・神道教化概説』(庄本光政・澁川謙一著、七五頁)でも言葉として登場する他、昭和五十年代には神社本庁の機関誌の一つである『月刊若木』などで特集記事として連載されている。

(9) 通常、神社本庁の示す「神社規則(準則)」が全国の約七万九千社の包括下神社ではほぼ同様の様式で神社規則として採用されているが、この神社規則準則では、第二条において神社名、第三条にて祭神名を記載することになっており、社名、神名の両者ともに神社のアイデンティティを示すものでもあり、大事なものである。

(10) この点については、例えば各神明社の比較で祭神名の表記が異なるということだけでなく、一社であつても、業者任せでホームページを作成し、神社のホームページ運営担当者もその記載を細かく検討せずに公開しているというケースもあり得るためであり、ホームページの場合は、漢字の記載そのものに異体字、旧字などの関係でホームページへの漢字表記そのものが困難な場合なケースもある。

(11) 神社本庁の平成の御大典記念事業の一環として実施。通称「平成『祭』データ」と呼ばれる。

(12) 西角井正慶『古代祭祀と文学』中央公論社、昭和四十一年、一三二―一四〇頁。

(13) 例えば、國學院大學21世紀COEプログラムにて研究された成果の一部である『現代・神社の信仰分布』平成十九年、佐野和史「関東地方の神社信仰」『神道宗教』一九九、二〇〇号、平成十七年、加瀬直弥「神社分布と神道の現在」岡田莊司編『日本神道史』吉川弘文館、平成二十二年、二七五―三二六頁。

- (14) 茂木貞純「素戔鳴尊信仰の展開―神社本庁『平成「祭」データ』の分析を中心に―」『神社本庁教学研究紀要』第三号、平成十年二月、三一―七二頁。佐野和史前掲論文。
- (15) 全国神社祭祀祭礼総合調査では、神名の多さから、調査を簡便化するために祭神コード表の作成が行われたが、収録神社数は七八、九六〇社（一部単立神社あり）であり、当時の神社本庁包括下神社七九、二〇〇社の全てではないものの、収録祭礼名は約二七万余、約一万以上の神名表記が収録されるという点でもまさに神社界挙げて作成された「平成の神名帳」というべき性格をもつものである。
- (16) 生田神社の祭神については、加藤隆久「生田と文学―1―稚日女尊考」『甲南大学文学会論集』二四号、昭和三十九年、などがある。
- (17) この点、戦前期の神宮皇學館大学教授で宗教学の立場から神道古典を研究していた原田敏明は「こゝに古代人は何か、皇胤、男系血統に対し、違った考え方を持つてゐたことがわかる。注意すべき事柄である」と指摘している。原田敏明『八原昌元所蔵 原田敏明講義ノート―神道学・神道史―』原田敏明講義ノート刊行会、平成二十年、一三五―一三六頁。なお、同書で原田は神武天皇以前は「姫」であるとも指摘している。
- (18) 佐野前掲論文、四八一頁。
- (19) 明治政府によって神社明細帳に登録された神社のことを「公認神社」という呼称で示す考え方も近年、河村忠伸をはじめ、学術論文などで散見されるようになってきた。
- (20) 櫻井治男『地域神社の宗教学』弘文堂、平成二十二年、二二―九四頁、河村忠伸「神社行政における「国家ノ宗祀」」『國學院大學研究開発推進センター編・阪本是丸責任編集『昭和前期の神道と社会』弘文堂、二〇一六年二月、三八五―三八八頁。藤本頼生「無格社整理と神祇院―「国家ノ宗祀」と神社概念」『國學院雜誌』一一三―一一、平成二十四年十一月、六七―八六頁、「近代の神社法令の整備過程と関係法令概説書にみられる「神社」概念―神社・氏子の意義を中心として」『神社本庁総合研究所紀要』第一四号、平成二十一年三月、六七―一二二頁。
- (21) 前掲櫻井『地域神社の宗教学』二二―五五頁。
- (22) 藤本頼生「岡山県における神社整理の基礎的研究」『皇學館論叢』三一―一、平成十年二月、三三―五四頁。
- (23) 国幣中社中山神社社務所編『国幣中社中山神社史料』、大正十二年、三―三二頁。

- (24) 前掲『国幣中社中山神社史料』三〇三二頁。
- (25) 藤本頼生「小盆地宇宙の神々と信仰―郷土史研究における神社の諸伝承の考証・再整理をめぐって―」由谷裕哉編『郷土再考―新たな郷土研究を目指して』角川学芸出版、二〇六〇二二二頁、平成二十四年二月。
- (26) 同様の問題は、二宮高野神社と高野本郷高野神社の式内社比定の問題にも見られるもので、筆者もかつて「美作国式内社考証をめぐる諸問題―地域研究における「神社」の鎮座地比定に関連して―」（『式内社のしおり』第七〇号、平成十六年、三〇二三頁）でも指摘していることであるが、式内社の論社考証にも共通する問題である。
- (27) 柳田國男『日本の祭』昭和十七年。本稿ではちくま文庫版の『柳田國男全集』一三、二三七頁、を参照した。
- (28) 佐野和史「神道教化史の時代区分」『神社本庁教学研究所紀要』第九号、平成十六年三月、一〇二二頁。
- (29) 西宮一民校注『新潮日本古典集成 古事記』新潮社、平成五年、三五八〇三五九頁。
- (30) 土肥誠「天祖神社」白井永二、土岐訓編『神社辞典』東京堂出版、昭和五十四年、二四〇〇二四一頁。明治三年に出された「大教宣布の詔」に伴い、東京府内の神社は、大教院発行の「大教宣布詔書宣命解」（宣教使編、明治三年頃の発行、久保季茲校訂、七頁）に「天照大御神を天祖とし、造化三神を惣て天神と申せるなり」とあるように神明社に祀られる天照大御神を「天祖」とするという方針に従って「天祖神社」と改称したものが多くとされる。ただし、実際に管掌していた東京府が布告を出して改称したかどうかという点や、あるいは、改称に伴い、祭神名を変更したかどうかは、現在調査の途上である。
- (31) 岡田米夫『東京大神宮沿革史』昭和三十五年、三八〇三九頁。
- (32) 本稿では、「大教宣布詔書宣命解」については、国文学研究資料館のホームページ上にて公開されている東京大学文学部宗教学研究室所蔵のものを閲覧、確認した。
http://basel.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=0357-010006 平成二十八年十二月二十六日閲覧。
- (33) 大江宗傑『巢鴨天祖神社誌』天祖神社、昭和二十九年、一〇二頁。
- (34) 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注・訳『新編日本古典文学全集2 日本書紀①』小学館、一九九四年、一九三頁。青木周平「天祖」『神道史大辞典』吉川弘文館、平成十六年、七〇一〇二頁。

- (35) 前出土肥「天祖神社」、二四〇頁。
- (36) 国立公文書館所蔵「芝神明宮改称伺」『公文録』明治五年八月、「東京府下芝神明宮改称」『太政類典』第二五九卷、(教法十 神社)、明治五年八月二十七日の項。
- (37) 前掲『東京大神宮沿革史』三八～三九、九四、三二三頁。
- (38) 藤本頼生「岡山県における神社整理の基礎的研究」『皇學館論叢』三十一卷一号、三十一卷二号、平成十年二月、四月、三三～五四頁、一～二三頁、参照。
- (39) なお、東京の折と同様に検索後、岡山県神社庁編『岡山県神社誌』(昭和五十八年)も確認のため、併せて参照した。
- (40) 神宮大麻の頒布率は、神社新報紙上でも掲載されることがあるが、富山県は平成に入ってから二十年にわたり、頒布率が全国一位という結果にある(国勢調査の世帯数に対する頒布割合)。頒布率が神社新報紙上で公表されている平成十七年度では、富山県は五八・五一％である。他の北陸三県も同年に新潟が三位で四七・四六％、石川が四〇・一九％で五位、福井が頒布率三五・八七％で二位と、他の地方に比べ上位にある。
- (41) 「神宮奉斎会と神職会」『富山縣政史』第七卷、富山県、昭和十六年、六二九～六三二頁。
- (42) 「天祖」が付く社名は、東京都内にほとんどが分布しているが、埼玉県、福岡県に一社、大分県に一〇社ある。なお大分県の十社のうち九社は天御中主神もしくは高皇産靈尊を主祭神として祀ったもので天照大神は祀られていない。